

静岡県告示第667号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定に基づき告示する。

令和6年10月25日

静岡県知事 鈴木康友

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
合同会社QOL	富士宮市黒田125番地の6	スマイルケア	富士宮市黒田125番地の6	令和6年10月1日	居宅介護	特定無し
株式会社アウンサービス	駿東郡長泉町下土狩213番地の8	しんくろ	駿東郡長泉町下土狩1116-110	令和6年10月1日	就労継続支援B型	特定無し
株式会社NEXTUS	三島市松本268番地の5	SAG@SU ～さ.が.す～ 沼津店	沼津市大手町五丁目99番地	令和6年10月1日	就労継続支援B型	特定無し
ユサズ株式会社	伊豆の国市南條923番地の1石井ビル1F東	ユサズ	伊豆の国市南條923番地の1石井ビル1F東	令和6年10月1日	就労継続支援A型	知的障害者、精神障害者
スマイルライフ株式会社	神奈川県相模原市南区磯部1095番地	スマイルライフ株式会社 就労継続支援B型富士宮事業所	富士宮市宮町8-17 かぎや第2ビル	令和6年10月1日	就労継続支援B型	特定無し